

飲食・宿泊・サービス業等支援金給付規程

(趣旨)

第1 和歌山県知事（以下「知事」という。）は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の影響を受け、その事業活動に著しい支障を生じている事業者に対して、事業の継続を支え、雇用の維持を図るため、予算の範囲内で飲食・宿泊・サービス業等支援金（以下「支援金」という。）を給付するものとし、その給付に関してはこの規程に定めるところによる。

(事務局の設置)

第2 知事は、第1の目的を達成するため、支援金に係る事務局（以下「事務局」という。）を設置し、給付に必要な事務を事務局が行う。

(給付対象者)

第3 支援金の給付対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次の(1)から(4)までのいずれも満たす者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者その他知事がこれと同等と認める者（以下「中小企業者等」という。）であること。
- (2) 県内で、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に規定する業種のうち、別表に定める業種（以下「対象業種」という。）を営む事業者であって、次の(ア)から(ウ)までの全ての要件を満たす者
 - (ア) 県内で店舗、宿泊施設、工場又は事業所（以下「店舗等」という。）を運営していること。
 - (イ) 対象業種を事業として営む事業者であること。
 - (ウ) 令和3年6月1日までに当該業種に係る営業を開始し、本支援金の申請日において当該営業の実態があること。
- (3) 各申請者の運営する県内の対象業種店舗等における令和3年4月、5月又は6月のいずれか1か月の対象店舗等の売上高合計が前年同月又は前々年同月に比して30パーセント以上減少しており、かつ、売上高の比較に使用した年の4月から6月までの3か月の対象店舗等の売上高合計が15万円以上である者であること。ただし、令和2年4月2日から令和3年6月1日までの間に(2)に規定する業種の営業を開始した者、平成31年4月2日から令和2年4月1日までの間に(2)に規定する業種の営業を開始した者その他知事がこれらと同等と認める者については別に定める。
- (4) 事業継続の意思がある者であること。

(宣誓事項)

第4 次の(1)から(8)までのいずれにも宣誓した者でなければ、支援金を給付しない。

- (1) 提出する書類に虚偽がないこと。
- (2) 第3の要件を満たしていること。
- (3) 第5の不給付要件に該当しないこと。

- (4) 不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他刑法（明治40年法律第45号）各本条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に虚偽の申請を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない支援金を受け、又は受けようとすることをいう。）が発覚した場合には、第14の規定に従い支援金の返還を行うこと。
- (5) 県又は事務局の職員が行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること。
- (6) 必要があるときは、第17の規定による公表に同意すること。
- (7) この規程に従うこと。
- (8) 和歌山県で推奨している感染拡大予防ガイドラインを遵守するとともに、感染拡大防止のため、県の要請に従うこと。

（不給付要件）

第5 第3の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支援金を給付しない。

- (1) 既に本支援金の給付を受けた者（第9の3の規定による再度の給付決定を行う者を除く。）
- (2) 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることなくなくなるまでの者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者
- (5) (1)から(4)までに掲げる者の他、本支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないと知事が認める者

（支援金基準額）

第6 支援金の基準額は、別表2のとおりとする。

（支援金の給付の申請）

第7 支援金の給付の申請をしようとする者は、飲食・宿泊・サービス業等支援金給付申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて知事に対し郵送により提出しなければならない。ただし、当該申請に当たっては、事務局が別に示す申請方法に代えることができる。

（給付申請の期間及び添付書類等）

第8 支援金の申請期間は、令和3年7月7日から同年9月30日までとする。

2 第7に規定する支援金の給付申請書に添付すべき書類の様式等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 宣誓書（別記第2号様式）
- (2) 第3(2)の要件を満たすことを証する書面
- (3) 従業員名簿（別記第3号様式）（県内の対象店舗等で常時使用する従業員が6人以上の

場合に限る。)

- (4) 業種別売上表 (別記第4号様式)
- (5) 振込先口座確認書 (別記第5号様式)

申請者が法人の場合は法人名義の振込先口座の通帳の写し、個人事業者の場合は申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し

- (6) 役員名簿 (法人の場合) (別記第6号様式)
- (7) その他知事が必要と認める書類

(支援金の給付の決定)

第9 知事は、支援金の給付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る支援金の給付が本規程その他関係法令等で定めるところに違反しないかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、支援金を給付すべきものと認めたときは、速やかに支援金の給付の決定をし、通知するものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な給付を行うために必要があるときは、支援金の給付の申請に係る事項につき修正を加えて支援金の給付の決定をすることができる。

3 知事は、給付の決定の後に申請者の責によらない事由により給付の決定の変更をする事由が生じたときは、再度の給付の決定をすることができる。

(給付条件)

第10 給付対象者は、支援金の給付後においても申請書に添付した書類の原本等を支援金の給付を受けたのち5年間保管し、知事から提出の求めがあった場合にはこれに応じなければならない。

(申請の取下げ)

第11 支援金の給付の申請をした者は、給付決定が行われるまでの間、当該申請を取り下げることができる。

(支援金の給付)

第12 知事は、第9の給付の決定後、申請者に対して支援金を速やかに給付するものとする。

2 知事は、第9の3による再度の給付の決定を行った場合において、再度の給付の決定を行った額と既に支払った額に差がある場合は、その差額を給付することができる。

(決定の取消し)

第13 知事は、給付対象者(法人にあっては、その役員を含む。)が第5に規定する支援金の不給付要件に該当することが判明したとき又は支援金の給付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分違反したときは、支援金の給付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第14 知事は、第13の規定により支援金の給付の決定を取り消した場合には、給付対象者の当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が給付されているときは、期限を定めて、当該支援金の

返還を命ずるものとする。

(加算金)

第15 給付対象者は、第14の規定により支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、給付対象者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。

3 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、給付対象者の申請に基づき、加算金の全部又は一部を免除することができる。

(立入検査等)

第16 知事は、支援金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、給付対象者に対して報告をさせ、又は県若しくは事務局の職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の県又は事務局の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(公表)

第17 知事は、不正受給など必要があると認めるときは、申請者の名称、代表者名、支援金の内容等について公表することができる。

(申請内容の情報提供)

第18 知事は、公益上特に必要があると認めるときに限り、国などの関係機関に対し、個人情報を含む申請内容を提供することができる。

(その他)

第19 この規程に定めるもののほか、支援金の給付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年7月7日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年8月23日から施行する。

別表1（第3関係） 対象業種表

大分類	中分類	小分類
製造業	食料品製造業	
	飲料・たばこ・飼料製造業	清涼飲料製造業
		酒類製造業
		茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）
		製氷業
電気・ガス・熱供給・水道業		
情報通信業		
運輸業，郵便業	鉄道業	
	道路旅客運送業	
	道路貨物運送業	
	水運業	
	航空運輸業	
	倉庫業	
	運輸に附帯するサービス業	
卸売業，小売業		
金融業，保険業	保険業（保険媒介代理業，保険サービス業を含む）	
不動産業，物品賃貸業		
学術研究，専門・技術サービス業		
宿泊業，飲食サービス業		
生活関連サービス業，娯楽業		
教育，学習支援業	その他の教育，学習支援業	
医療，福祉	医療業	療術業
サービス業（他に分類されないもの）	廃棄物処理業	
	自動車整備業	
	機械等修理業（別掲を除く）	
	職業紹介・労働者派遣業	
	その他の事業サービス業	
	その他のサービス業	

※ 広告に係る印刷を営む場合、学術研究，専門・技術サービス業のうち広告業を含む。

別表2（第6関係）

対象店舗等における常時使用する従業員の数	支援金額
5人以下	15万円
6人以上20人以下	30万円
21人以上50人以下	45万円
51人以上	60万円

備考

- 1 令和3年7月1日現在における常時使用する従業員の数のみを計上すること。
- 2 県内に所在する対象店舗等に勤務する従業員の数のみを計上すること。
- 3 同一の事業者が第3(2)のうち二つ以上の事業を営む場合は、2で計上することとした従業員の数を合算して計上すること。
- 4 常時使用する従業員とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指す。